

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	登 録 番 号
川田工業株式会社	富山県南砺市苗島4760	1-002915

2 指名停止措置期間 令和3年2月27日～令和3年3月26日 (1か月間)

3 指名停止措置の適用範囲 常陸太田市が発注する工事等

4 事実概要

川田工業株式会社及び同社の使用人は、平成31年2月23日に発生した仮索道用鉄塔が倒壊した工事事故について、遅滞なく松本労働基準監督署長に報告すべきところ、令和元年9月11日に至るまで報告を怠ったとして、令和2年11月25日、労働安全衛生法違反により裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

5 指名停止理由

上記事実は、「常陸太田市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」(平成2年常陸太田市告示第21号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第15号(1)に該当する。

<指名停止措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。 (1) 業務に関し、法令に違反したとき。 (2), (3) (略)	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県常陸太田市総務部契約管財課契約検査係  
 茨城県常陸太田市金井町3690  
 電話 0294-72-3111